

京都市告示第 296 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 11 月 27 日

京都市長 榊 本 頼 兼

- 1 道路の種類 府 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
水垂上桂線	伏見区久我本町 1 番地の 7 地先から	旧	メートル 18.20	メートル 5.55 ~ 18.60
	同区久我石原町 1 番地の 66 地先まで	新	18.20	5.96 ~ 9.40
伏見向日線	南区上鳥羽塔ノ森下河原 1 番地の 2 地先から	旧	448.40	7.80 ~ 50.00
	伏見区久我本町 1 番地の 7 地先まで	新	455.10	15.30 ~ 32.97

- 2 道路の種類 市 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
洛北第二経19号線	左京区岩倉幡枝町74番地地先から	旧	メートル 19.80	メートル 5.99 ~ 6.01
	同町61番地の 1 地先まで	新	19.80	6.00 ~ 6.01

久我51号線	伏見区久我石原町1番地の127地先から	旧	115.60	4.80 ~ 7.60
	同区久我本町3番地の1地先まで	新	115.60	11.20 ~ 15.60

(建設局土木管理部道路明示課)